主 文

原判決を取消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決並に当審における請求の拡張として原判決主文第二項を、控訴人は被控訴人に対し金九十七万四千二百九十九円及び昭和四十二年八月十一日以降毎月二十日限り一箇月金三万五千四百十四円の割合による金員を支払え、と訂正する旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張並に証拠の提出、援用、認否は次の点を付加するほか 原判決事実摘示と同一であるからここに右記載を引用する。

(控訴人の主張)

一、 地方労働委員会の斡旋で控訴会社と組合との間で成立した和解協定は、組合において労使関係の健全化を目的として懲戒処分の撤回を会社に受諾させると共に、解決金の交付を受けて被控訴人の退職することを認めたものであり、このととは組合として同人を組合から排除することが労使の健全化を図る所以であると受けとめたものと解することができる。そうだとすれば組合の統制権が労働者の雇用契約上の権利に及ばないことは組織強制の原則として肯定できるとしても、労使関係の健全化ないし復旧化の観点から被控訴人の退職を認め、被控訴人がこれに応るの健全化ないし復旧化の観点から被控訴人の退職を認め、被控訴人がこれに応る。とは同人を組合から排除する意思決定をしたものと解することは可能であることは行いたところであるから被控訴人の組合からの排除は大会においても承認されたものと解するを相当とする。

なお、組合が労使関係の健全化という観点から合目的考慮の下に会社をして多数の組合員に対する懲戒処分を全面的に撤回せしめるが、被控訴人の退職すなわち組合からの排除を認めようとすることは、組合規約第七十五条第五号(その他組合員として不適当な行為があつたとき)にも該当するであろうし、組合の団結強化のため行ったものとして正当な理由があるものと解すべきである。

前記のとおり現にショップ協定が有効に存続しておる以上これにより「除名された者を解雇する」と定められてあることは、除名の事実があれば会社として解雇義務を負うべきものであり組合からの解雇の要求の有無を問うべきものではない。特に本件においては前示和解協定の内容から組合が退職を認めた者換言すれば組合が組合から排除する意思決定をした者につき離籍ないし除名の通知があつた場合会社としてはショップ協定に基づきこれを解雇するのは当然であり、これを解雇権の濫用というのは失当である。

が三、後記被控訴人主張事実中、被控訴人が昭和四十年八月二十五日以降賃金の支払を受けていないこと(但し、仮処分決定により控訴会社は被控訴人に対し昭和四十一年四月から昭和四十二年七月まで合計金三十一万三千百六十八円を支給している)、控訴会社従業員の基本給の上昇が会社組合間の協定によりその額が決定されていること、被控訴人の昭和三十八年七月解雇前三箇月の平均残業時間が一箇月二十二時間半であること、そして一時金、慰安行事費がその主張のとおりであることはいずれも認めるが、その余の事実は争う。

(被控訴人の主張)

一、 当審における請求の趣旨拡張申立に対する請求原因として、次のとおり補充する。被控訴人は昭和四十年八月二十五日以降賃金の支払を受けていないものであるが、同日から同四十二年八月十日までの被控訴人が支給を受くべき賃金(一時金、慰安行事費を含む)の合計は九十七万四千二百九十九円でその内訳は別紙計算書記載のとおりである。

二、 控訴人は労働協約破棄後も本工採用と同時に組合に加入している事実を把えてショップ協定が現に有効に存続しているものの如く主張する。しかし、組合はその規約において組合員の範囲を会社の従業員にして本工である者と限定し、その盟に際しては加入届を出すと共に加入金を払うこととなつているものであつままでがあったことは、それは前規組合規約との関係で任意に加入しているものであって、別にショップ協定に強制されたことによるものではないから、ショプ制がなくなったからといって従来の本工採用と同時に組合加入という事実がすなくならねばならぬという問題でもなく、それがあるからといってショップ制がなお効力を持続しているとの根拠にはならない。

(証拠関係)

控訴代理人は新たに乙第五号証の三を提出し、当審における証人 a 、同 b の各証言、及び当審における控訴会社代表者尋問の結果を援用し、乙第四号証は控訴会社書記 c の作成に係るものであると述べ、被控訴代理人は右乙号各証の成立は不知と述べた。

理由

被控訴人は昭和三十六年一月右会社に入社し、同年九月従業員百八十名を以て組織する化学産業労働組合同盟日本食塩支部(以下組合と称す)の組合員となり、翌三十七年六月執行委員となつたこと、組合は会社との間に「会社は組合を脱退しまたは除名された者を解雇する。但し、会社がその解雇を会社運営上重大な障害があると認めた場合及び解雇が適当でないと認めた場合は、会社と組合は協議決定る。」(第五条)とのユニオン、ショップ条項を含む包括的労働協約を結んでいたこと右労働協約は昭和三十九年八月四日付で組合から解約の予告がなされたこと、従つて少くとも同年十一月二日までは右協約の効力が存続していたこと、組合してもでのでは右協約の効力が存続していたこと、組合していて少くとも同年十一月二日までは右協約の効力が存続していたこと、組合していて少くとも同年十一日被控訴人に対し、同人を組合から離籍した。といる出口の規定に対してもその旨の通告をしたこと、そこで会社は同月二十四日前示労働協約前文第五条第一項の規定によって被控訴人を解雇する旨意思表示をしたことはいずれも当事者間に争いがない。

部分は採用し難い。

以上の事実によれば、従来の労働協約は組合から破棄されたが、労使間の合意に よつて新協約が成立するまで旧協約の効力を持続せしめることにしたものと解する を相当とする。

ところで控訴会社は、組合から被控訴人を離籍した旨通知を受けるや、これを除 名と取扱い協約五条に基づき解雇したことはさきに示したとおりであり、被控訴人 は、右離籍は除名処分とは異なる旨主張するので、組合が被控訴人を離籍するに至った経緯についてみるに、会社と組合との間に所謂R、H、Cという新機械の導入 に関し事前協議をめぐり昭和三十八年一月中旬頃から意見の対立をみていたが、そ の間被控訴人が一部職場の女子従業員に対し職場離脱をなさしめたほか、無届集会 をしたこと、及び同年の夏季一時金要求に伴う闘争に関し会社専務取締役 f の入門 を阻止した等の事実が会社の職場規律を害するものとして同年七月二十九日会社は 被控訴人を懲戒解雇に処したほか、組合委員長d外六名の組合員を夫々三日ないし 七日の出勤停止処分となし、十七名の組合員に対し減給、三十七名の組合員に対し **譴責処分をしたこと、それに対し組合は同年十月三十日神奈川県地方労働委員会に** 不当労働行為救済を申立てたこと、しかるに同四十年八月二日に至り同委員会の斡 旋により和解が成立したこと、その和解の内容は、被控訴人に対する懲戒解雇及び 委員長以下の前記処分はいずれも撤回(尤も減給ないし譴責処分は当時既に撤回) 受員長以下の前記を力はいすれる版画(える城間ないと職員を力は国時以に版画) し、これ等処分撤回に伴う復原金を支払い、賃金カットを取消したほか、被控訴人 は和解成立の日をもつて退職すること等にあつたこと、以上の事実は当事者間に争 いいがなく、成立に争いのない甲第二十九号証、乙第七号証、原審証人d、同eの 各証言、当審における証人a、同bの各証言、及び当審における控訴会社代表者尋 問の結果を綜合すると、当時被控訴人は退職する意思はなく、前示懲戒処分を無効 として提起していた本件訴訟で会社と争訟していく旨言明していたこと、他方組合 は昭和四十年六月三十日執行委員会において、更に職場大会において前示和解案を 受諾することを決定していたこと、和解案に被控訴人のみの退職を承認したのは、 同人が前示闘争において行き過ぎの行動があつたことによるものであること、そし て受諾の趣旨はこれにより会社と組合との闘争を終止せしめ、労使間の秩序の改善 を意図したものであること、しかし被控訴人が退職に応じないときは組合は同人を 組合から離脱せしめることも止むを得ないと考えていたことが認められ、右認定に 反する前示証人の供述部分は採用しない。

以上のような経緯によつてなした前示被控訴人に対する離籍処分は組合が被控訴人の意に反して組合員たる資格を剥奪し、組合から排除する処分であるからその名称の如何を問わず、実質的に除名処分とみることができる。甲第二十三号証の記載は前記認定の事実関係からみて、単に表面上の口実としか解せられないし、仮に組合において主観的に右記載の如き趣旨に解していたとしてもこれによつて右認定を妨げるものではない。

更に被控訴人は、会社の離籍処分が除名処分と解せられるとしても右除名は正当の理由がなく、また手続上にも瑕疵があるので無効であり、従つて解雇も無効であると主張する。

〈要旨〉しかし控訴会社は前示のとおり現に有効に存続している労働協約第五条のユニオンショップ協定により組合〈/要旨〉員たる資格を喪失した者を解雇すべき義務を負うているところからその義務の履行として、組合を除名された被控訴人を解雇したもので除名の有効無効は、解雇自体の効力とは本質的に何等の関係がないとみるべきであつて被控訴人主張の如く解雇のときに遡つて無効とする法理上の根拠を見出し難い。

元来使用者は解雇制限(労働基準法第十九条参照)ないしは労働協約に規制されている場合を除き解雇の自由を持つているものである。そして他方、ショップ制は組合の統制力強化にその目的が存するのであるから組合の自主性を尊重して、除名の有効、無効は本来使用者の調査すべき事項ではなく、手続的に正当な除名通知があれば使用者は解雇すれば足り、これによつて生することあるべき危険負担(解雇された者の蒙る損害)は組合との間に決せらるべきもの(除名無効の訴ないしは損害賠償の訴等)と考えるのが相当である。

以上のように解するとき、仮に被控訴人主張の如き事由により除名が無効であるとするも、これにより当然本件解雇を無効となすを得ない。

もとより組合から除名された者を解雇する場合ショップ制の存することの故を以て労働組合法第七条各号に違反するものでないと速断するを得ないことも当然である。そして被控訴人を解雇するに至つた経緯は前示認定のとおりであるが、これ等

の事情の下にあつて解雇した会社の真意は被控訴人が積極的組合活動家であることや、その思想、信条を嫌悪し、被控訴人を企業外に放逐して会社の意に副う組合を作らんとする意図に基づくものであるとの被控訴人の主張事実を認めるに足る証拠はない。従つて本件解雇を以て不当労働行為となすを得ないからこの点の被控訴人の主張も採用するを得ない。

の主張も採用するを得ない。 以上のとおりであるから被控訴人の本訴請求はすべて理由がないから、これを棄却すべく右と決論を異にする原判決は不当であるので民事訴訟法第三百八十六条によりこれを取消すこととし、訴訟費用の負担につき同法第九十六条第八十九条を適用してませたという。

(裁判長裁判官 毛利野富治郎 裁判官 加藤隆司 裁判官 矢ケ崎武勝)